

議会活性化委員会（第6回）会議概要

平成20年2月1日（金）
午前10時から正午

○末松委員長より前回（第5回）協議内容の確認

- ・常任委員会活動の現状認識から今後どのようにすれば良いのか。
→引き続き本日の協議事項とする。
- ・常任委員会活動の議論の前に、議会の「普遍的なシステム」が必要ではないか。継続して市政の課題を扱う、あるいは執行部への影響力を担保することを具現化されるシステムとは何か。その「システム」で「課題」を抽出する方法は、①全体で行う方法②常任委員会に委ねる方法が考えられるのではないか。
→今日の協議事項・・・具体的な「システム」及びその「システム」を常任委員会活動に重ねて良いのであれば、その点について協議する。

○配付資料等：①議会活性化委員会（第5回）会議概要

②松戸市が策定した（する）計画一覧（A4判3p.）

■『今後の松戸市議会のあり方 検討報告書』の項目別概略説明及び意見交換（第4回目）

1 「2 検討結果及び結果 (4)委員会活動のあり方」について（前回より継続）

- 問い合わせ**；普遍的なシステムをつくることが必要との共通認識が必要ではないか。この認識について各委員に再確認すれば、次のステップに進むのではないか。
- 普遍的なシステムをつくることは、議会を良い方向に動かしていくと思う。
 - 普遍的なシステムからの提案は、具体的なことを詰めることによって、つくられるのではないか。
 - 議会として市政の課題をどのように考え、どのようなものにしようとするか議論し、合意形成を図るという基軸に立ち、構築していくことから、具体的に入っていけば良いのではないか。
 - 1つの委員会をつくり1年間くらい活動し、その経過をもとにその後の進め方を検討しては。
 - システムとして常任委員会とは別に議長の諮問機関として「議会活性化委員会」のようなものをつくり、そこで意見集約を行い各常任委員会に振って、1年間協議し活動報告をさせる（3月に立ち上げ1年間の委員会報告を翌年に行うというのも良いのではないか）。

問い合わせ；附帯決議について。

地方自治法改正により、どのような影響があると考えるか（附帯決議を確実なものにするため、議会から執行部に実行を求めるという方策ができたと考える）。

- 委員会の議案提出権が認められ、議長に臨時会の招集請求権が付与されたことは、議会としての活動をしっかりとしなさいということの表れではないか。附帯決議についても委員会で継続して追うか、あるいは別の組織で追うのか方法は様々である。地方自治法の改正で委員会の議案提出権等が認められたことを考えると、附帯決議についてもその経過を議会

として、きちんとしようということの趣旨もあると理解する（事務局長）。

→附帯決議の権限以前に、議決権が議会の最大の権能である。議決に至るまでのプロセスの方が、附帯決議の権限がどうかということより、議会としては大事ではないか。

→附帯決議となった案件に対して、執行部は重圧を感じている姿勢は、我々との議論の中で分かるが、検証は一般質問で行える。つまり、附帯決議はその後の経過説明などを得て、成果を出すのがいいのか、あるいは附帯決議をそのままにするかは手法論である。

→附帯決議が守れているかを確認するシステムを考えればよいのではないか。

各会派検討結果の報告

; 日常的にはテーマ選定は常任委員会で行う。なお、議長の判断を補完するものとして、調査・調整・提案などをする別組織（別ステージ）を一つ設けてはどうか（まつど民主・名木委員）。

; 具体的に調査・研究を深めて議論する場は常任委員会で行う。そのテーマを投げかける一定の委員会（政策提言委員会）をつくり、そこで集約したものを常任委員会の意思を尊重するため、各常任委員会に振って、議論し、それぞれの常任委員会で決定し、また政策提言委員会へ上げてもらう形とし、最終的には議長に提案し、予算が必要なものであれば執行部と協議する。

テーマの決定は、全議員へのアンケートや多くの一般質問がされている事項を政策提言委員会で協議のうえ決める。

政策提言委員会のメンバーは、議会活性化委員会委員で構成する。いきなり常任委員会ではできないだろうから、政策提言委員会とのやり取りを繰り返しながら進める。常任委員会だけでできるようになれば、政策提言委員会は不要となる。そのためのステップとして提案してはどうか（社民党新社クラブ・二階堂委員）。

会議後半の進行確認

現状を認識して、出来ることを考え、具体論を積み上げながら、理想（=法改正の理念、時代の要請に応える）に近づけるものをつくり上げていく流れで進める。

問い合わせ； テーマはどこで決めるのか。

→手続上のことなどについて相談窓口的な一つの機関・組織をつくってもらいたい。

→議会活性化委員会を引き続き存続させ、そこで共通なテーマを論議し、各常任委員会で審査し、提言することも考えられる。そこでの議論内容は、与党も野党もなく議会として議論できることに限定する。このようなやり方なら賛成である。常任委員会で論議することは別の問題である。

→超党派で「政策テーマ付与委員会」をつくる。常任委員会にテーマを下ろし揉む。また、常任委員会独自のテーマもあり、付与されたテーマは戻す必要があるのでは。付与されていないものについては、どのような扱いになるのか。「政策テーマ付与委員会」に戻ってきたものは、その後どのようにするか。戻さないで議長に直接、テーマが行くのか。このあたりの整理が必要である。

→常任委員会の権限を尊重すべきである。常任委員会から再度「政策提言委員会」に戻し、そこで協議することまで必要ないのでは。

→常任委員会活動がどうしたら充実するかという原点の議論を整理し、これを前提条件として話を進めれば、すんなり行くのではないか。

事務局長； ①テーマの決め方として、一般質問がされている事項から常任委員会のテーマを導き

出すという発想もある。

②これまでにないことであり、当初は別組織（名称は政策提言委員会？）をつくり、慣らし運転的なことも良いのではないか。その組織は恒常的なものではなく、慣らし運転終了後は、各常任委員会の独立性を尊重することも考えられる。

③提案した事項の効力は、法的な位置づけの議決事項ではないので、委員会で討議されたこととして「委員長報告」という形式で良いのではないか。本会議において「委員長報告のとおり了承することによろしいか」というような次第の括り方も一つではないか。これにより議会としての一つの意思決定がなされ、そこに自ずと効力が発生する。その効力に対し執行部は、執行権に関する事になるので、ぶつかりは出てくる。執行部との考え方の違いがあれば、議案として提出されたときに議案修正をするのかという議決機関としての機能が働くと理解する。

提案：委員会活動の在り方というテーマは、極めて重要であるから、この委員会で決定する前に、再度会派で持ち帰って詳細に協議したい。

会派持ち帰り協議事項

今日の議論において、委員会活動を能動的なものとするため「委員会活動の流れ」について、いくつかの案が出された（下記参照）。この流れについて会派で協議する。

「委員会活動の流れ」

- ①閉会中に委員会を開催すること（所管事務調査を積極的に使う）。
- ②①で協議、議論するテーマを決めるところ（常任委員会なのか、別組織である名称はともかく政策提言委員会なのか）。
- ③執行部に影響力を与えるためにどのようにするか（委員長報告、決議、修正権を含めた議決権など）。

次回の会議

委員長：「(4)委員会活動のあり方」について一定の集約、結論を導き出したい。

その後、引き続き「(5)議決対象事件の検討」を「(4)委員会活動のあり方」と関連させながら継続して展開していきたい。

また、次回の会議冒頭に事務局から今回の会議概要を簡単に報告願いたい。

事務局：「(5)議決対象事件の検討」について協議する際、冒頭に事務局から市が策定する計画について説明する機会をいただきたい。市が策定する計画には松戸市の独自性を出せない法定計画もあり、市のすべての計画について説明するのではなく、事務局である程度絞らせていただきたい。

●次回；平成20年2月15日（金）8：30～

●次々回；平成20年2月19日（火）8：30～